

安全就業だより第277号

安全就業対策委員会

令和6年5月10日発行

安全は全てに優先する

5月に入り除草作業や植木作業を中心に、これから繁忙期をむかえる季節となりました。

初心に返り新たな年度、新たな気持ちを持って作業にあたるよう心がけましょう。

- 1 安全は、全ての作業に優先する。
- 2 安全は、いかなる業務よりも重要である。
- 3 安全第一とは、当然に作業能率第二であることを意味する。
- 4 安全は作業能率の基盤であり、安全と能率は決して矛盾することはない。
- 5 安全は、先ず、作業環境の整理整頓からはじまる。

昨年度は除草作業における刈払機による石撥ね事故が多発しました。今年度は少しでも同じような事故を減らせるように十分に注意を払い、協力して作業に臨むようにしましょう。

防護ネット





5月は自転車月間です！

自転車安全利用五則を守りましょう！



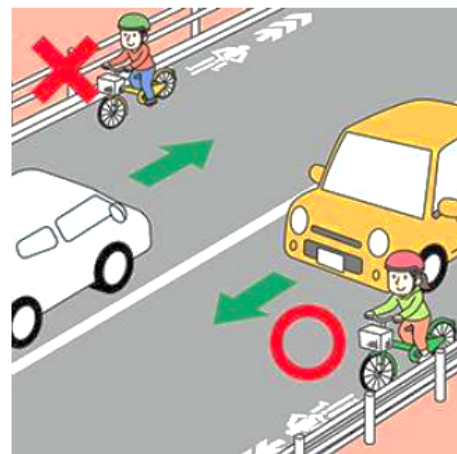
① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



- ★ 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。
- ★ 自転車が車道通行するときは、道路の中央から左側の部分の左端に寄って通行してください。

歩道通行可能な場合

- 「普通自転車歩道通行可」の標識等がある
- 13歳未満の子どもや70歳以上の方、体の不自由な方
- 通行の安全を確保するためにやむを得ないとき



② 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

- ★ 信号は必ず守り、道路を横断するときは安全を確認しましょう。
- ★ 一時停止標識のある交差点では、必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。



④ 飲酒運転は禁止



- ★ 自動車と同じく、お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。

⑤ ヘルメットを着用

- ★ 自転車の交通事故で亡くなった方の多くは、頭部を損傷しています。大切な命を守るため、子供から大人まですべての自転車利用者がヘルメットを着用しましょう。

- ★ 令和5年4月から、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。



③ 夜間はライトを点灯



- ★ 夜間は必ずライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

こんな運転もやめましょう！



- ・スマートフォン・携帯電話を使いながらの運転
- ・イヤホンやヘッドホンで音楽などを聞きながらの運転
- ・傘差し運転・並進・二人乗り



交通ルールを守って自転車事故を減らしましょう！